第２号様式（第８条関係）

傍 聴 に 係 る 遵 守 事 項

１　会議開催中は静粛に傍聴することとし、会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

２　会議開催中はみだりに傍聴席を離れないこと。

３　会議場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと（事前に審議会等の長の許可を得た場合を除く。）。

４　会議場において、飲食又は喫煙をしないこと。

５　会議場において、のぼり、旗、プラカード、鉢巻、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。

６　会議場においては、携帯電話、ラジオ等の電源を切ること。

７　１から６までに掲げるもののほか、議事運営に支障となる行為はしないこと。